

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則 (医療整備課) 一  
○ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室) 四

### 告 示

○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件) (農村振興課) 五  
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農村整備課) 五  
○保安林の指定実施要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 八  
○海岸保全区域の指定 (水産業基盤整備課) 九  
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 ( ) 九  
○所在地を確知できない建設業者の申出 (事業管理課) 九  
○道路の区域変更 (道路課) 一〇  
○道路の供用開始 ( ) 一〇  
○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 一〇

### 公 告

○平成二十七年個人情報保護条例の運用状況 (県政情報公開室) 一〇  
○平成二十七年情報公開条例の施行状況 ( ) 一一  
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧 (農村振興課) 一三  
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一四

### 収用委員会

○大谷川浜大谷川事件及び大谷川浜前原事件審理の開始 一四  
○多田川古川米袋一号事件について公示による通知 一四

ページ

## 規 則

○多田川古川米袋一号事件審理の開始 一四  
○多田川古川米袋二号事件について公示による通知 一四  
○多田川古川米袋二号事件審理の開始 一五

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第三号

#### 宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

宮城県高等看護学校学則(昭和四十四年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(進級又は卒業の認定)

第十七条 校長は、別表第一号に掲げる授業科目の全部を修了した学生に対して進級を、別表に掲げる授業科目の全部を修了した学生に対して卒業を認定する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(卒業証書の授与)

第十七条の二 校長は、前条の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書(様式第三号)を授与する。

別表を次のように改める。

別表(第8条、第9条、第17条、第17条の2関係)

#### 1 第一学年

授業科目	単位(時間数)	講義	実習	計	備考
家族社会学	1(30)	1(30)		1(30)	
人間関係論	1(30)	1(15)		1(30)	
基礎論	1(15)	1(15)		1(15)	
理学	1(15)			1(15)	

分 野	英 語	1(30)		1(30)	英会話を含む。
	保 健 体 育	1(15)		1(15)	
	小 計	6(135)		6(135)	
	解 剖 生 理 学 I	1(30)		1(30)	
	解 剖 生 理 学 II	1(30)		1(30)	
	病 理 学 総 論	1(15)		1(15)	
	病 態 生 理 学 I	1(15)		1(15)	
	病 態 生 理 学 II	1(30)		1(30)	
	病 態 生 理 学 III	1(30)		1(30)	
	病 態 生 理 学 IV	1(30)		1(30)	
	微 生 物 学	1(30)		1(30)	
	生 化 学	1(30)		1(30)	
	栄 養 学	1(15)		1(15)	
分 野	薬 理 学	1(30)		1(30)	
	免 疫 疫 論	1(15)		1(15)	
	小 計	12(300)		12(300)	
	基 礎 看 護 学	7(210)		7(210)	
	基 礎 看 護 学 概 論	1(30)		1(30)	
専 門	看 護 の 基 本 と なる 技 術	1(30)		1(30)	
	生 活 過 程 を と の える 看 護 技 術	2(60)		2(60)	

分 野	診 療 に 伴 う 看 護 技 術	1(30)		1(30)	
	臨 床 看 護 総 論	2(60)		2(60)	
	臨 地 実 習		2(90)	2(90)	
	基 礎 看 護 学 実 習		2(90)	2(90)	
	小 計	7(210)	2(90)	9(300)	
	成 人 看 護 学	4(120)		4(120)	
	成 人 看 護 学 概 論	1(30)		1(30)	
	成 人 看 護 方 法 論 I	1(30)		1(30)	
	成 人 看 護 方 法 論 II	1(30)		1(30)	
	成 人 看 護 方 法 論 III	1(30)		1(30)	
	老 年 看 護 学	3(75)		3(75)	
	老 年 看 護 学 概 論	1(30)		1(30)	
	老 年 看 護 方 法 論 I	1(15)		1(15)	
	老 年 看 護 方 法 論 II	1(30)		1(30)	
	小 児 看 護 学	3(75)		3(75)	
	小 児 看 護 学 概 論	1(30)		1(30)	
	小 児 看 護 方 法 論 I	1(15)		1(15)	
小 児 看 護 方 法 論 II	1(30)		1(30)		
母 性 看 護 学	4(90)		4(90)		
母 性 看 護 学 概 論	1(30)		1(30)		

II	母性看護方法論 I	1(30)		1(30)	
	母性看護方法論 II	1(15)		1(15)	
	母性看護方法論 III	1(15)		1(15)	
	精神看護学	3(90)		3(90)	
	精神看護学概論	1(30)		1(30)	
	精神看護方法論 I	1(30)		1(30)	
	精神看護方法論 II	1(30)		1(30)	
	小計	17(450)		17(450)	
	在宅看護論	3(75)		3(75)	
	在宅看護概論	1(15)		1(15)	
在宅看護方法論 I	1(30)		1(30)		
在宅看護方法論 II	1(30)		1(30)		
小計	3(75)		3(75)		
合計	45(1170)	2(90)	47(1260)		

2 第2学年

授業科目	単位 (時間数)	講義	実習	計	備考
基礎分野		1(30)		1(30)	
情報科学		1(30)		1(30)	

専門分野 I	小	計	3(90)		3(90)	
	社会福祉		1(30)		1(30)	
	関係法規		1(15)		1(15)	
	公衆衛生		2(30)		2(30)	
	小計		4(75)		4(75)	
	基礎看護学		1(30)		1(30)	
	看護研究		1(30)		1(30)	
	小計		1(30)		1(30)	
	小児看護学		1(15)		1(15)	
	小児看護方法論 III		1(15)		1(15)	
	臨地実習		10(450)		10(450)	
	成人看護学実習		2(90)		2(90)	
	老年看護学実習		2(90)		2(90)	
小児看護学実習		2(90)		2(90)		
母性看護学実習		2(90)		2(90)		
精神看護学実習		2(90)		2(90)		
小計		11(465)		11(465)		
看護の統合と実践		4(90)		4(90)		
看護管理学		1(15)		1(15)		
医療安全		1(30)		1(30)		
統計						

合	災害・国際看護	1(15)		1(15)	
分	臨床看護の実践	1(30)		1(30)	
野	臨地実習		4(180)	4(180)	
	在宅看護論実習		2(90)	2(90)	
	統 合 実 習		2(90)	2(90)	
小	計	4(90)	4(180)	8(270)	
合	計	13(300)	14(630)	27(930)	

備考 授業の方法及び単位算定の基準は、以下のとおりとする。

- 1 講義のみの科目については、15時間又は30時間の授業で1単位とする。
- 2 講義に演習を含む科目については、30時間の授業で1単位とする。
- 3 実習については、45時間の授業で1単位とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則（平成二十六年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により交付する金額は、初回の精密検査については第一号に掲げる額、定期検査については一回につき第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（以下「自己負担限度額」という。）を控除した額とする。

一 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要す

る費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に關し保険者が負担すべき額を控除した額

二 別表に掲げる区分に応じ、それぞれ定める病態の種類毎の自己負担限度額  
附則の次に次の別表を加える。

別表

区 分	自己負担限度額	
	慢性肝炎	肝硬変 肝がん
陽性者及び当該陽性者と同じ世帯に属する全ての者についての の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税 （同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項 第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所 得割を除く。）の額を合算した額が235,000円未満の場合	3,000円	6,000円
陽性者及び当該陽性者と同じ世帯に属する全ての者が地方税 法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町 村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）（以下「住民税」 という。）を課されない場合	0円	0円

様式第一号中「世帯全員の住民税非課税証明書」や「世帯全員の住民税が非課税であることを証する書類又は世帯全員の市町村民税（地方税法の規定による特別区民税を含む。）の課税額を証する書類」に改める。

様式第二号中

医師氏名

印

を

医師氏名

印

に改める。

(注) 定期検査費用の助成を受けることができるのは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者に対する検査(治療後の経過観察に対する検査を含む。)の場合に限られます。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則による様式は、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定によるものとみなす。

### 告 示

○宮城県告示第百十八号

県宮城柴島地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(水利施設整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年二月十四日から平成二十九年三月十四日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第百十九号

県宮田中地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(ため池整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年二月十四日から平成二十九年三月十四日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県宮土地改良事業多田川左岸地区について樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地積を特に減じて換地を定める土地





同	同	熊野前	一〇	田	田	一八一	五一
同	同	中野	六七―二	原野	原野	二八〇	一

○宮城県告示第百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 仙台市（次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。



- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
亶理郡亶理町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)並びに仙台市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百二十三号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名	指 定 区 域
仙台湾沿岸	里浜漁港	里地先海岸		
次に掲げるイ点からト点までを順次結んだ直線及びイ点とト点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 東松島市宮戸字里地内コンクリート杭 イ点 基点A点から三一六度三九分〇八秒一五・九〇メートル ルの地点 ト点 基点A点から三三三度〇〇分〇三秒二一・二〇メートルの				

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名	指 定 区 域
仙台湾沿岸	里浜漁港	里地先海岸		
平成二十九年二月十四日宮城県告示第百二十三号により海岸保全区域として指定した東松島市宮戸字里地先の里浜漁港海岸保全区域のうち里浜漁港区域に接する区域				

八点 地点  
口点から三三度五九分五九秒七五・〇〇メートルの地  
二点 八点から二九五度〇〇分〇二秒二二・八〇メートルの  
地点  
ホ点 二点から一〇度〇〇分〇一秒三七・五〇メートルの地  
点  
ヘ点 ホ点から一〇六度五九分五八秒四四・八〇メートルの  
地点  
ト点 八点から一九五度〇〇分〇一秒六一・一〇メートルの  
地点

○宮城県告示第百二十四号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である東松島市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百二十五号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社田尻総業 末水 恵美	主たる営業所の所在地	大崎市田尻通木字新一所谷三十六	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
商号又は名称等				一般一二十四 第一万九千四百七号

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
電話 〇二二一三二一六(直通)

〇宮城県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泊崎半島線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
本吉郡南三陸町歌津字大沼二一八番二九地先から 同郡同町歌津字大沼二一八番三九地先まで	一〇・六	一〇・六	三三・九	一五〇・〇
	三八・五	一五〇・〇		

〇宮城県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	泊崎半島線	本吉郡南三陸町歌津字大沼二一八番二九地先から 同郡同町歌津字大沼二一八番三九地先まで	平成二十九年 二月十四日

〇宮城県告示第百二十八号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二

項の規定により、平成二十九年二月六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。  
平成二十九年二月十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

公 告

〇個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。)第六十二条の規定により、平成二十七年における条例の運用状況を次のとおり公表する。  
平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 個人情報取扱事務の登録件数 1,273件

2 開示請求の件数及びその決定内容

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容						
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不在	その他	処理中
312	77	205	1	0	9	20	0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

実施機関名	件数	決 定 内 容					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不在	その他
知 事	20	5	13	0	0	1	1
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	46	18	22	0	0	1	5

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	225	33	170	1	0	0	7	14		
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関 宮城県立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関 宮城県立こども 病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人宮城大学	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	312	77	205	1	0	0	9	20		

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中	
			決 定 ( 裁 決 )	却 下	棄 却	一 部 認 容			
15	1	16	1	1	0	2	0	1	12
異議申立て									

審査請求	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	1	16	1	0	2	0	12

(2) 概要

1 宮城県個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。) に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成24年1月26日	請求者の措置入院関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成24年12月19日	教職員の事故報告書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成25年2月22日	教職員の事故関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年7月27日	児童相談所における請求者の記録が記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	却下
平成25年12月18日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月18日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月13日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中
平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審理中

- ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件
- 4 口頭による開示請求の件数 43,997件
- 5 訂正請求の件数及びその決定内容 0件
- 6 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 7 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件
- 8 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 9 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況
  - (1) 件数 1件
  - (2) 処理状況

苦情申出年月日	件 名	処 理 状 況
平成27年11月16日	思想又は信条に関する個人情報の収集について	実施機関へ伝達

10 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況

- (1) 件数 1件
- (2) 処理状況

苦情相談年月日	件 名	処 理 状 況
平成27年9月4日	個人情報の第三者への提供について	他機関紹介

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定により平成二十七年における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 塚 井 肇 様

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

- (1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容					
	開 示	部 分 開 示	非開示	存在状態拒否	文 書 不 存 在	その他

1,406	831	312	3	4	30	226	0
-------	-----	-----	---	---	----	-----	---

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存在状態拒否	文 書 不 存 在	その他
実施機関名							
知 事	1,201	765	233	2	0	16	185
公 営 企 業 管 理 者	6	0	2	0	0	0	4
教 育 委 員 会	81	20	27	0	2	4	28
選 挙 管 理 委 員 会	35	8	22	0	0	1	4
人 事 委 員 会	2	1	0	0	0	0	1
監 査 委 員 会	5	2	2	0	0	1	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	47	19	17	1	2	4	4
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 院 法 人 権	1	0	1	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 院	1	0	1	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 院 人 院	1	0	1	0	0	0	0
宮 城 県 立 こ と も 病 院							
公 立 大 学 法 人 宮 城 大 学	13	13	0	0	0	0	0

宮城県住宅供給公社	13	3	6	0	0	4	0
宮城県道路公社	1	0	1	0	0	0	0
宮城県土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,406	831	312	3	4	30	226

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況					取下げ	審理中
			決 定	( 裁 決 )					
			却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容			
異議申立て	9	5	2	3	2	1	0	6	
審査請求	0	4	0	0	0	0	0	4	
計	9	9	2	3	2	1	0	10	

(2) 概要

イ 宮城県情報公開審査会 (以下「審査会」という。)に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成21年10月23日	用地交渉記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成25年 1月10日	交通安全施設整備事業事故報告等関係文書に係る行政文書不 存在決定に対する異議申立て	棄 却
平成25年 7月 8日	交通安全施設整備事業調整内容関係文書に係る行政文書不 存在決定に対する異議申立て	認 容
平成26年 4月20日	非常勤職員の住所地関係文書に係る行政文書非開示決定に 対する異議申立て	棄 却

平成26年 3月18日	幼稚園事故報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成26年 6月14日	医籍登録抹消申請関係文書に係る行政文書不 存在決定に対する異議申立て	棄 却
平成26年11月 3日	森林簿関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成27年 7月 8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成27年 7月 8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成27年 7月 8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成27年 7月 8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る開示請求却下に対する審査請求	審 理 中
平成27年 7月21日	地質調査報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成27年10月23日	工事詳細設計業務報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成28年 3月 7日	教科書採択議事録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成28年 3月 7日	移転料税関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成28年 3月 7日	住宅共益費関係文書に係る行政文書不 存在決定に対する異議申立て	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの (取り下げられたものを除く。) 2件

○県宮下野目東部地区土地改良事業 (農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業)) 計画の変更に当たり、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出する。いよいよ。

平成二十九年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県宮下野目東部地区土地改良事業 (農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業)) 変更計画概

要書

二 縦覧期間

平成二十九年二月十四日から平成二十九年三月十四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年三月十四日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 千九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目の一

電子メールアドレス nhinnbks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十九年二月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市松崎柳沢三十五番八十二、四十七番二、四十七番三、四十七番四、四十七番五、四十七番六、四十七番七、四十七番八、四十七番九、四十八番一、四十八番四、四十八番七、四十八番八、四十八番九、四十八番十、四十九番五、四十九番八、二百三十九番五、二百三十九番六、二百三十九番七、二百三十九番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市松崎壹九十番地二十二

株式会社高橋住研

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第2号

宮城県起業の大谷川地区海岸改修工事(宮城県石巻市大谷川浜小浜山内から同市大谷川浜二重坂地内まで)及び県道女川牡鹿線改築工事(宮城県石巻市大谷川浜小浜山内から同市大谷川浜二重坂地内まで)に係る土地収用事件(大谷川浜大谷川事件及び大谷川浜前原事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。  
平成29年2月14日

1 日 時 平成29年3月29日(水)午後2時30分から 宮 城 県 収 用 委 員 会

2 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館 200会議室及び201会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第3号

多田川古川米袋1号事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けください。  
平成29年2月14日

1 通知すべき書類 宮 城 県 収 用 委 員 会

平成29年2月1日付け官収第54号 審理の開始についての通知書

2 通知を受けるべき者

氏家忠夫 住所・常居所不明 ただし、判明した最終の住所「神奈川県横浜市中区神奈川區神之木台18番地」

○宮城県収用委員会告示第4号

国土交通大臣起業の一般河川鳴瀬川水系多田川地区改修工事(右岸：宮城県大崎市三本木蒜袋字古鹿島地内から同市三本木蒜袋字東谷地地内まで)に係る土地収用事件(多田川古川米袋1号事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。  
平成29年2月14日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日 時 平成29年4月24日(月)午後1時30分から

2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第5号

多田川古川米袋2号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年 2月14日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成29年 2月 1日付け宮収第55号 審理の開始についての通知書

2 通知を受けるべき者

平間清之 住所：常居所不明 ただし、戸籍の附票の住所「宮城県柴田郡大河原町大谷字荒屋敷後84番地」

○宮城県収用委員会告示第6号

国土交通大臣起業の一級河川鳴瀬川水系多田川地区改修工事（右岸：宮城県大崎市三本木蒜袋字古鹿島地内から同市三本木蒜袋字東谷地地内まで）に係る土地収用事件（多田川古川米袋2号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。  
平成29年 2月14日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日 時 平成29年 4月24日（月）午後 1時30分から

2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁行政舎 9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等